

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	中村建設有限会社	代表者氏名	中村 大輔
主たる営業所の所在地	日野郡日野町根雨408-2		
許可番号	鳥取県知事 (般・特-5)第740号	許可を受けている建設業の種類	般) 管 特) 土、と、鋼、舗、園

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年2月6日	処分を行った者	鳥取県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)		
処分の内容(営業の停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設工事に関する営業の全部			
2 期間			
令和6年2月7日から令和6年2月21日まで(15日間)			
処分の原因となった事実			
中村建設有限会社は、本県発注の令和2年度及び令和3年度の国道180号外道路維持工事(2工区)、国道181号外道路維持工事(7工区)の4工事において、交通誘導員を水増し報告するなどし、工事請負代金を不正に受領したため。 このことは、建設業法第28条第1項第2号「建設業者が請負契約に関する不誠実な行為をしたとき。」に該当する。			
その他参考となる事項			